

富山市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第1号に規定する事業に係る、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の63の6に規定する市が定める基準として、富山市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 介護予防訪問介護サービス 法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業のうち省令第140条の63の6第1項第1号イに規定する旧介護予防訪問介護に相当するサービスをいう。
- (2) 介護予防通所介護サービス 法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業のうち省令第140条の63の6第1項第1号イに規定する旧介護予防通所介護に相当するサービスをいう。
- (3) 指定第1号訪問事業者 介護予防訪問介護サービスを行う者として、法第115条の45の3第1項に規定する指定を受けた者をいう。
- (4) 指定第1号通所事業者 介護予防通所介護サービスを行う者として、法第115条の45の3第1項に規定する指定を受けた者をいう。
- (5) 利用料 法第115条の45の3第1項に規定する第1号事業支給費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。
- (6) 第1号事業支給費用基準額 法第115条の45の3第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該第1号事業に要した費用の額を超えるときは、当該現に第1号事業に要した費用の額とする。）をいう。
- (7) 法定代理受領サービス 法第115条の45の3第3項の規定により第1号事業支給費が利用者に代わり当該指定事業者を支払われる場合の当該第1号事業支給費に係るサービスをいう。
- (8) 常勤換算方法 当該事業所のサービス提供責任者の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤のサービス提供責任者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所のサービス提供責任者の員数を常勤のサービス提供責任者の員数に換算する方法をいう。
- (9) 事業対象者 市内に住所を有する65歳以上の者であって、省令第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示197号。以下「告示」という。）様式第1（以下「基本チェックリスト」という。）の質問項目に対する回答の結果に基づき、告示様式第2に掲げるいずれかの基準に該当する者
- (10) 地域包括支援センター等 法第115条の45第1項ニに規定する第1号介護予防支援事業（以下「介護予防ケアマネジメント」という。）を行う地域包括支援センター及び法第115条

の2第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。

2 前項に規定するもののほか、この要綱における用語の意義は、法、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）、省令、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（令和6年厚生労働省告示第168号）及び地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙）の例による。

（事業の一般原則）

第3条 指定第1号訪問事業者及び指定第1号通所事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定第1号訪問事業者及び指定第1号通所事業者は、事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、他の介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者等との連携に努めなければならない。

（申請者の要件）

第4条 指定の申請をすることができる事業者は、法人（役員が富山市暴力団排除条例（平成24年富山市条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団員である法人を除く。）とする。

第2章 介護予防訪問介護サービス

第1節 基本方針

（事業の内容）

第5条 介護予防訪問介護サービスの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態等の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

（介護保険等関連情報の活用等）

第5条の2 指定第1号訪問事業者は、サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第2節 人員に関する基準

（訪問介護員等の員数）

第6条 指定第1号訪問事業者は、当該事業を行う事業所（以下「指定第1号訪問事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とする。

2 指定第1号訪問事業者は、指定第1号訪問事業所ごとに、サービス提供責任者を置かなければなら

ない。

- 3 前項のサービス提供責任者は、訪問介護員等であって介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者のうち、専ら介護予防訪問介護サービスに従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する介護予防訪問介護サービスの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（富山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年富山市条例第48号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第7条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）又は指定夜間対応型訪問介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第48条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。）の職務に従事することができる。
- 4 前3項に規定するもののほか、指定第1号訪問事業者は、指定第1号訪問事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（当該指定第1号訪問事業者が指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年富山市条例第47号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第6条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、介護予防訪問介護サービスの事業と指定訪問介護（指定居宅サービス等基準条例第5条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における介護予防訪問介護サービス及び指定訪問介護の利用者。以下この条において同じ。）の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。
- 5 前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 6 指定第1号訪問事業者が指定訪問介護事業者（富山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年富山市条例第47号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第6条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、介護予防訪問介護サービスの事業と指定訪問介護（指定居宅サービス等基準条例第5条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第6条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第7条 指定第1号訪問事業者は、指定第1号訪問事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定第1号訪問事業所の管理上支障がない場合は、当該指定第1号訪問事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

第8条 指定第1号訪問事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、介護予防訪問介護サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 指定第1号訪問事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、介護予防訪問介護サービスの事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第8条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

- 第9条 指定第1号訪問事業者は、介護予防訪問介護サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第27条に規定する運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において「重要事項」という。）を記した文書を交付して説明し、及び当該介護予防訪問介護サービスの提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。
- 2 指定第1号訪問事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合は、前項の規定による文書の交付に代えて、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、当該指定第1号訪問事業者は、当該文書を交付したものとみなす。
- 3 前項に規定する重要事項の提供は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により行うことができる。
- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの
- ア 指定第1号訪問事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- イ 指定第1号訪問事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定第1号訪問事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）
- (2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第39条の2第2項においても同じ。）をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法
- 4 電磁的方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。
- 5 第3項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定第1号訪問事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 6 指定第1号訪問事業者は、第3項の規定により重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当

該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第3項各号に規定する方法のうち指定第1号訪問事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

7 前項の規定による承諾を得た指定第1号訪問事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第10条 指定第1号訪問事業者は、正当な理由なく、介護予防訪問介護サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第11条 指定第1号訪問事業者は、当該指定第1号訪問事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勧案し、利用申込者に対し自ら適切な介護予防訪問介護サービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者の地域包括支援センター等への連絡、他の指定第1号訪問事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第12条 指定第1号訪問事業者は、介護予防訪問介護サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定又は事業対象者（以下「要支援認定等」という。）であることの確認及び要支援認定等の有効期間を確認するものとする。

2 指定第1号訪問事業者は、前項の被保険者証に、法第115条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、介護予防訪問介護サービスを提供するように努めなければならない。

(要支援認定等の申請に係る援助)

第13条 指定第1号訪問事業者は、介護予防訪問介護サービスの提供の開始に際し、要支援認定等を受けていない利用申込者については、要支援認定等の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定第1号訪問事業者は、介護予防ケアマネジメント又は介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定等の有効期間が終了する30日前までになされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第14条 指定第1号訪問事業者は、介護予防訪問介護サービスの提供に当たっては、利用者の地域包括支援センター等が開催するサービス担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第30条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(地域包括支援センター等との連携)

第15条 指定第1号訪問事業者は、地域包括支援センター等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定第1号訪問事業者は、介護予防訪問介護サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者の地域包括支援センター等に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(第1号事業支給費の支給を受けるための援助)

第16条 指定第1号訪問事業者は、介護予防訪問介護サービスの提供の開始に際し、利用申込者が省令第83条の9各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス・支援計画書の作成を地域包括支援センター等に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、第1号事業支給費の支給を受けることができる旨を説明すること、地域包括支援センター等に関する情報を提供することその他の第1号事業支給費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(介護予防サービス・支援計画書に沿ったサービスの提供)

第17条 指定第1号訪問事業者は、介護予防サービス・支援計画書（省令第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該計画に沿った介護予防訪問介護サービスを提供しなければならない。

(介護予防サービス・支援計画書等の変更の援助)

第18条 指定第1号訪問事業者は、利用者が介護予防サービス・支援計画書の変更を希望する場合は、当該利用者に係る地域包括支援センター等への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第19条 指定第1号訪問事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第20条 指定第1号訪問事業者は、介護予防訪問介護サービスを提供した際には、当該介護予防訪問介

護サービスの提供日及び内容、当該介護予防訪問介護サービスについて法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス・支援計画書を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

- 2 指定第1号訪問事業者は、介護予防訪問介護サービスを提供した際には、提供した具体的な介護予防訪問介護サービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合は、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第21条 指定第1号訪問事業者は、法定代理受領サービスに該当する介護予防訪問介護サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該介護予防訪問介護サービスに係る第1号事業支給費用基準額から当該指定第1号訪問事業者を支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 指定第1号訪問事業者は、法定代理受領サービスに該当しない介護予防訪問介護サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、介護予防訪問介護サービスに係る第1号事業支給費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定第1号訪問事業者は、前2項の額の支払を受けるほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において介護予防訪問介護サービスを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。
- 4 指定第1号訪問事業者は、前項の介護予防訪問介護サービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該介護予防訪問介護サービスの内容及び費用について説明し、及び利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第22条 指定第1号訪問事業者は、法定代理受領サービスに該当しない介護予防訪問介護サービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した介護予防訪問介護サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付しなければならない。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第23条 指定第1号訪問事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する介護予防訪問介護サービスの提供をさせてはならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第24条 指定第1号訪問事業者は、介護予防訪問介護サービスを受けている利用者が次の各号に定める場合に該当するときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに介護予防訪問介護サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態等の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって第1号事業支給費の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第 25 条 訪問介護員等は、現に介護予防訪問介護サービスの提供を行っているときに利用者の病状が急変した場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第 26 条 指定第 1 号訪問事業所の管理者は、当該指定第 1 号訪問事業所の従業者及び業務の実施状況の把握その他の管理を、一元的に行わなければならない。

2 指定第 1 号訪問事業所の管理者は、当該指定第 1 号訪問事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 サービス提供責任者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 介護予防訪問介護サービスの利用の申込みに係る調整をすること。

(2) 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。

(2) の 2 居宅介護支援事業者等に対し、介護予防訪問介護サービスの提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。

(3) サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者等と連携を図ること。

(4) 訪問介護員等（サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。

(5) 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。

(6) 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。

(7) 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

(9) 地域包括支援センター等に対し、訪問型サービスの提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うものとする。

(運営規程)

第 27 条 指定第 1 号訪問事業者は、指定第 1 号訪問事業所ごとに、事業の運営について次の各号に定める重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めなければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 介護予防訪問介護サービスの内容及び利用料その他の費用の額

(5) 通常の事業の実施地域

(6) 緊急時等における対応方法

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

(8) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

(介護等の総合的な提供)

第 28 条 指定第 1 号訪問事業者は、介護予防訪問介護サービスの事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事（以下この条において「介護等」という。）を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の支援に偏することがあってはならない。

（勤務体制の確保等）

第 29 条 指定第 1 号訪問事業者は、利用者に対し適切な介護予防訪問介護サービスを提供できるよう、指定第 1 号訪問事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めなければならない。

2 指定第 1 号訪問事業者は、指定第 1 号訪問事業所ごとに、当該指定第 1 号訪問事業所の訪問介護員等によって介護予防訪問介護サービスを提供しなければならない。

3 指定第 1 号訪問事業者は、訪問介護員等の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

4 指定第 1 号訪問事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（業務継続計画の策定等）

第 29 条の 2 指定第 1 号訪問事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い次に掲げる事項等必要な措置を講じなければならない。

（1） 訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的
に実施しなければならない。

（2） 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）

第 30 条 指定第 1 号訪問事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定第 1 号訪問事業者は、指定第 1 号訪問事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

3 指定第 1 号訪問事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1） 事業所における感染症の予防及びまん延のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

（2） 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

（3） 事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練

を定期的を実施すること。

(掲示)

第31条 指定第1号訪問事業者は、指定第1号訪問事業所の見やすい場所に、運営規程（省令第140条の63の5第1項第8号に規定する運営規程をいう。第36条の2において同じ。）の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。

2 指定第1号訪問事業者は重要事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることを可能とすることにより、前項の規定による事業所の掲示に代えることができる。

3 指定第1号訪問事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(秘密保持等)

第32条 指定第1号訪問事業所の従業者は、正当な理由なく、利用者又はその家族に関する業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 指定第1号訪問事業者は、当該指定第1号訪問事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、利用者又はその家族に関する業務上知り得た秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 指定第1号訪問事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ、文書により得なければならない。

(広告)

第33条 指定第1号訪問事業者は、指定第1号訪問事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとならないようにしなければならない。

(不当な働きかけの禁止)

第33条の2 指定第1号訪問事業者は、介護予防サービス・支援計画の作成または変更に関し、地域包括支援センター等に対して、利用者に必要なサービスを提供しないことを介護予防支援計画等に位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

(地域包括支援センター等に対する利益供与の禁止)

第34条 指定第1号訪問事業者は、地域包括支援センター等又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第35条 指定第1号訪問事業者は、利用者及びその家族からの提供した介護予防訪問介護サービスに関

する苦情に迅速かつ適切に対応するため、当該苦情の受付の窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定第1号訪問事業者は、提供した介護予防訪問介護サービスに関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 3 前項の場合において、指定第1号訪問事業者は、市町村からの求めがあった場合は、同項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。
- 4 指定第1号訪問事業者は、利用者からの提供した介護予防訪問介護サービスに関する苦情について国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 前項の場合において、指定第1号訪問事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合は、同項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

（地域との連携等）

- 第36条 指定第1号訪問事業者は、その事業の運営に当たっては、利用者からの提供した介護予防訪問介護サービスに関する苦情及び相談について、市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 2 指定第1号訪問事業者は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供をする場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービス提供を行うよう努めなければならない。

（虐待の防止）

- 第36条の2 指定第1号訪問事業者は、虐待の防止のための措置に関する事項についての運営規程を定めるとともに、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。
- （1） 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。
 - （2） 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
 - （3） 事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
 - （4） 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（事故発生時の対応）

- 第37条 指定第1号訪問事業者は、利用者に対する介護予防訪問介護サービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター等その他の関係者に連絡

し、及び必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定第1号訪問事業者は、利用者に対する介護予防訪問介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、当該賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第38条 指定第1号訪問事業者は、指定第1号訪問事業所ごとに経理を区分するとともに、介護予防訪問介護サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第39条 指定第1号訪問事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

- 2 指定第1号訪問事業者は、利用者に対する介護予防訪問介護サービスの提供に関する次の各号に定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 介護予防訪問介護計画
- (2) 第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第41条第8号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (3) 第24条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 第35条第1項の規定による苦情の内容等の記録
- (5) 第37条第1項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(電磁的記録)

第39条の2 指定第1号訪問事業者は、作成、保存、その他これらに類するもののうち、書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 指定第1号訪問事業者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(この項において「交付等」という。)のうち、書面で行うことが想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(介護予防訪問介護サービスの基本取扱方針)

第40条 介護予防訪問介護サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定第1号訪問事業者は、自らその提供する介護予防訪問介護サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

- 3 指定第1号訪問事業者は、介護予防訪問介護サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定第1号訪問事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 指定第1号訪問事業者は、介護予防訪問介護サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(介護予防訪問介護サービスの具体的取扱方針)

第41条 訪問介護員等の行う介護予防訪問介護サービスの方針は、第5条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 介護予防訪問介護サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報の伝達、サービス担当者会議を通じることその他の適切な方法により、利用者の心身の状況、置かれている環境その他の利用者の日常生活全般の状況の把握を行うこと。
- (2) サービス提供責任者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、介護予防訪問介護サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防訪問介護計画を作成すること。
- (3) 介護予防訪問介護計画は、既に介護予防サービス・支援計画書が作成されている場合は、当該介護予防サービス・支援計画書の内容に沿って作成すること。
- (4) サービス提供責任者は、介護予防訪問介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に説明し、及び利用者の同意を得ること。
- (5) サービス提供責任者は、介護予防訪問介護計画を作成したときは、当該介護予防訪問介護計画を利用者に交付すること。
- (6) 介護予防訪問介護サービスの提供に当たっては、介護予防訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うこと。
- (7) 介護予防訪問介護サービスの提供に当たっては、利用者又はその家族にサービスの提供方法等についての説明を適切に行うこと。
- (8) 介護予防訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行わないこと。
- (9) 介護予防訪問介護サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。
- (10) サービス提供責任者は、介護予防訪問介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1箇月に1回は、当該介護予防訪問介護計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画書を作成した地域包括支援センター等に報告するとともに、当該介護予防訪問介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防訪問介護計画の実施状況の把

握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うこと。

(11) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画書を作成した地域包括支援センター等に報告すること。

(12) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問介護計画の変更を行うこと。

2 前項第1号から第11号までの規定は、同項第12号に規定する介護予防訪問介護計画の変更について準用する。

（介護予防訪問介護サービスの提供に当たっての留意事項）

第42条 介護予防訪問介護サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次の各号で定める事項に留意しながら行わなければならない。

(1) 指定第1号訪問事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防ケアマネジメント又は介護予防支援におけるアセスメント（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第30条第7号に規定するアセスメントをいう。以下同じ。）において把握された課題、介護予防訪問介護サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。

(2) 指定第1号訪問事業者は、自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援、他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。

第3章 介護予防通所介護サービス

第1節 基本方針

（事業の内容）

第43条 介護予防通所介護サービスの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

（介護保険等関連情報の活用等）

第43条の2 指定第1号通所事業者は、サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者）

第44条 指定第1号通所事業者は、当該介護予防通所介護サービスの事業を行う事業所（以下「指定第

1号通所事業所」という。)ごとに、次に掲げる従業者(以下この節から第5節までにおいて「介護予防通所介護従業者」という。)を置かなければならない。

- (1) 生活相談員
- (2) 看護師又は准看護師(以下この章において「看護職員」という。)
- (3) 介護職員
- (4) 機能訓練指導員

2 指定第1号通所事業所ごとに置かなければならない介護予防通所介護従業者の員数、その算定方法その他の介護予防通所介護従業者に関する基準は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 生活相談員 介護予防通所介護サービスの提供日ごとに、介護予防通所介護サービスを提供している時間帯に生活相談員(専ら当該介護予防通所介護サービスの提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計を当該指介護予防通所介護サービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数
- (2) 看護職員 介護予防通所介護サービスの単位ごとに、専ら当該介護予防通所介護サービスの提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数
- (3) 介護職員 介護予防通所介護サービスの単位ごとに、当該介護予防通所介護サービスを提供している時間帯に介護職員(専ら当該介護予防通所介護サービスの提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該介護予防通所介護サービスを提供している時間数(次項において「提供単位時間数」という。)で除して得た数が利用者(当該指定第1号通所事業者が指定通所介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、介護予防通所介護サービスの事業と指定通所介護(指定居宅サービス等基準条例第99条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における介護予防通所介護サービス又は指定通所介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が15人までの場合にあつては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数
- (4) 機能訓練指導員 1以上

3 当該指定第1号通所事業所の利用定員(当該指定第1号通所事業所において同時に介護予防通所介護サービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。)が10人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、介護予防通所介護サービスの単位ごとに、当該介護予防通所介護サービスを提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該介護予防通所介護サービスの提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

4 指定第1号通所事業者は、介護予防通所介護サービスの単位ごとに、第1項第3号の介護職員(前項の規定の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第8項において同じ。)を、常時1人以上当該介護予防通所介護サービスに従事させなければならない。

5 第1項及び第3項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の介護予防通所介護サービスの単位の介護職員として従事することができるものとする。

- 6 前各項の介護予防通所介護サービスの単位は、介護予防通所介護サービスであってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 7 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定第1号通所事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 8 第1項の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 9 指定第1号通所事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、介護予防通所介護サービスの事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第100条第1項及び第2項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第45条 指定第1号通所事業者は、指定第1号通所事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定第1号通所事業所の管理上支障がない場合は、当該指定第1号通所事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

第46条 指定第1号通所事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに介護予防通所介護サービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する設備の面積その他の基準は、次のとおり定める。

(1) 食堂及び機能訓練室

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アの規定にかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

(2) 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第1項に規定する設備は、専ら当該介護予防通所介護サービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する介護予防通所介護サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 指定第1号通所事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、介護予防通所介護サービスの事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第102条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第 47 条 指定第 1 号通所事業者は、法定代理受領サービスに該当する介護予防通所介護サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該介護予防通所介護サービスに係る第 1 号事業支給費用基準額から当該指定第 1 号通所事業者を支払われる第 1 号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定第 1 号通所事業者は、法定代理受領サービスに該当しない介護予防通所介護サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、介護予防通所介護サービスに係る第 1 号事業支給費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定第 1 号通所事業者は、前 2 項の額の支払を受けるほか、次の各号に定める費用の額の支払を利用者から受けることができる。

- (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
- (2) 食事の提供に要する費用
- (3) おむつ代
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、介護予防通所介護サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 前項第 2 号に掲げる費用については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定第 1 号通所事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明し、及び利用者の同意を得なければならない。

(運営規程)

第 48 条 指定第 1 号通所事業者は、指定第 1 号通所事業所ごとに、事業の運営について、次の各号のとおり重要事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 介護予防通所介護サービスの利用定員
- (5) 介護予防通所介護サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第49条 指定第1号通所事業者は、利用者に対し適切な介護予防通所介護サービスを提供できるよう、指定第1号通所事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めなければならない。

- 2 指定第1号通所事業者は、指定第1号通所事業所ごとに、当該指定第1号通所事業所の従業者によって介護予防通所介護サービスを提供しなければならない。その際、指定第1号通所事業者は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- 3 指定第1号通所事業者は、介護予防通所介護従業者の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
- 4 指定第1号通所事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第49条の2 指定第1号通所事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い次に掲げる事項等必要な措置を講じなければならない。

- (1) 介護予防通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- (2) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(定員の遵守)

第50条 指定第1号通所事業者は、利用定員を超えて介護予防通所介護サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第51条 指定第1号通所事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に介護予防通所介護従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

- 2 指定第1号通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(衛生管理等)

第52条 指定第1号通所事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的に管理し、及び衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定第1号通所事業者は、当該指定第1号通所事業所において感染症が発生し、及びまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 指定第1号通所事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防通所介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 事業所において、介護予防通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(地域との連携)

第52条の2 指定第1号通所事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(記録の整備)

第53条 指定第1号通所事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

2 指定第1号通所事業者は、利用者に対する介護予防通所介護サービスの提供に関する次の各号に定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 介護予防通所介護計画

(2) 第54条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第56条第8号の規定による身体的拘束等の様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第54条において準用する第24条の規定による市町村への通知に係る記録

(5) 第54条において準用する第35条の規定による苦情の内容等の記録

(6) 第54条において準用する第37条第1項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第54条 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第24条、第25条、第31条から第38条まで及び第39条の2の規定は、介護予防通所介護サービスの事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第48条に規定する重要事項に関する規程」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と、第25条中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と、第31条第1項中「運営規程(省令第140条の63の5第1項第8号に規定する運営規程をいう。）」とあるのは「第48条に規定する重要事項に関する規程」

と、第36条の2第1号中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と、第36条の2第3号中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と、読み替えるものとする。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(介護予防通所介護サービスの基本取扱方針)

第55条 介護予防通所介護サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定第1号通所事業者は、自らその提供する介護予防通所介護サービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師との連携を図り、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定第1号通所事業者は、介護予防通所介護サービスの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔(くう)機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定第1号通所事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 指定第1号通所事業者は、介護予防通所介護サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(介護予防通所介護サービスの具体的取扱方針)

第56条 介護予防通所介護サービスの方針は、第43条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次の各号に掲げるところによるものとする。

- (1) 介護予防通所介護サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の把握を行うこと。
- (2) 指定第1号通所事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、介護予防通所介護サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防通所介護計画を作成すること。
- (3) 介護予防通所介護計画は、既に介護予防サービス・支援計画書が作成されている場合は、当該介護予防サービス・支援計画書の内容に沿って作成すること。
- (4) 指定第1号通所事業所の管理者は、介護予防通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得ること。
- (5) 指定第1号通所事業所の管理者は、介護予防通所介護計画を作成した際には、当該介護予防通所介護計画を利用者に交付すること。
- (6) 介護予防通所介護サービスの提供に当たっては、介護予防通所介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うこと。

- (7) 介護予防通所介護サービスの提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- (8) 介護予防通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。
- (9) 介護予防通所介護サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。
- (10) 指定第1号通所事業所の管理者は、介護予防通所介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1箇月に1回は、当該介護予防通所介護計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画書を作成した地域包括支援センター等に報告するとともに、当該介護予防通所介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防通所介護計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うこと。
- (11) 指定第1号通所事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画書を作成した地域包括支援センター等に報告すること。
- (12) 指定第1号通所事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防通所介護計画の変更を行うものとする。

2 前項第1号から第11号までの規定は、同項第12号に規定する介護予防通所介護計画の変更について準用する。

（介護予防通所介護サービスの提供に当たっての留意事項）

第57条 介護予防通所介護サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次の各号に定める事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 指定第1号通所事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防ケアマネジメント又は介護予防支援におけるアセスメントにおいて把握された課題、介護予防通所介護サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。
- (2) 指定第1号通所事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとする。
- (3) 指定第1号通所事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

（安全管理体制等の確保）

第58条 指定第1号通所事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者の病状が急変した場合その他必要な場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めなければならない。

- 2 指定第1号通所事業者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。
- 3 指定第1号通所事業者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍、血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。
- 4 指定第1号通所事業者は、サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状が急変した場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

第4章 雑則

(補則)

第59条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

ただし、第31条第3項は令和7年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。